

那須岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

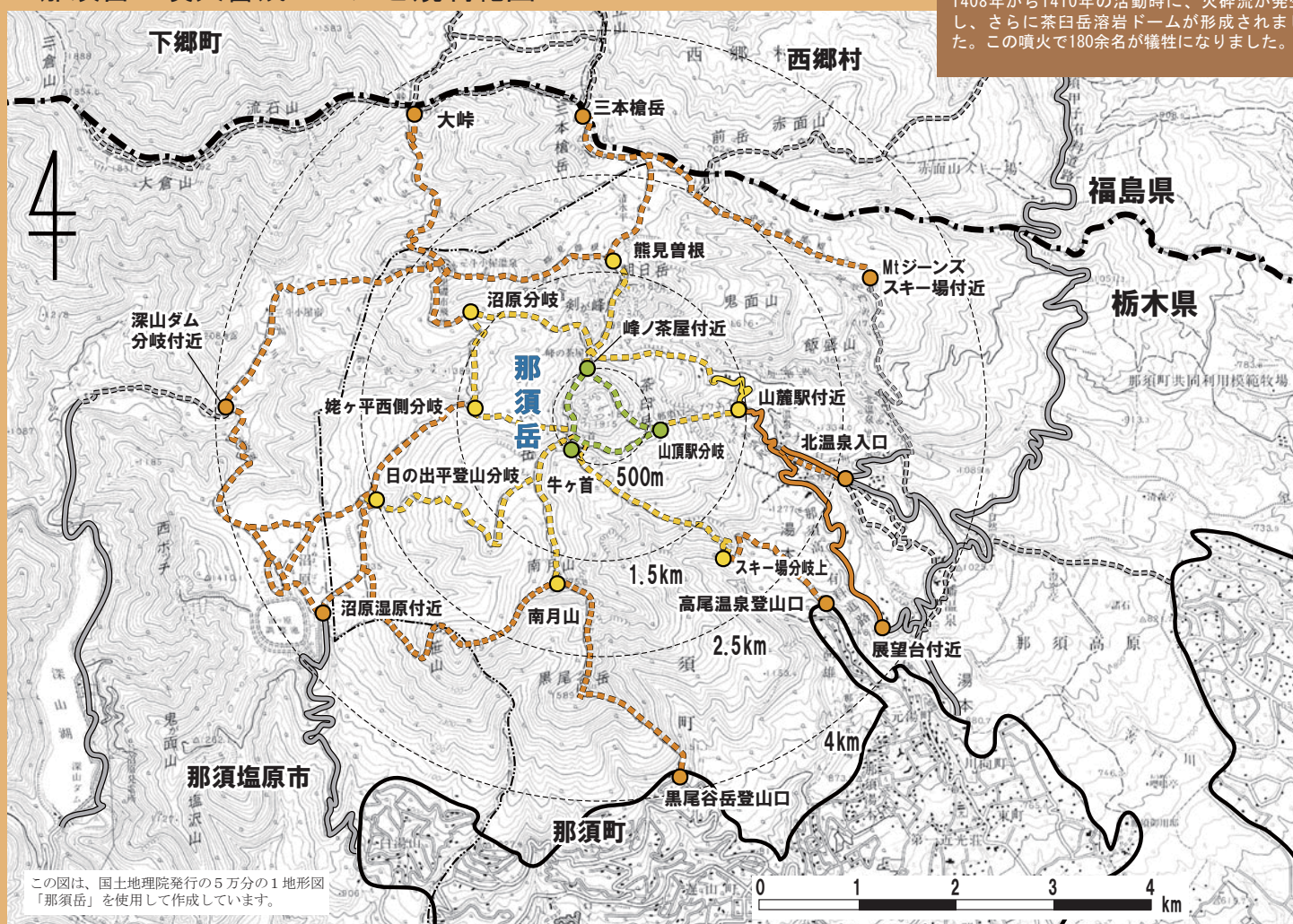
噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



■ 那須岳の火山活動について
1408年から1410年の活動時に、火砕流が発生し、さらに茶臼岳溶岩ドームが形成されました。この噴火で180余名が犠牲になりました。

■ 那須岳 噴火警戒レベルと規制範囲



● 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

- レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難等。
- レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。
- レベル3（入山規制）：山頂から2.5km程度内の立入規制。
県道 ———、登山道 - - - - - は通行できません。
- レベル2（火口周辺規制）：山頂から1.5km程度内の立入規制。
県道 ———、登山道 - - - - - は通行できません。
- レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内への立入規制等。
登山道等 - - - - - は通行できません。

一般道路：——— 行政区画境界：- - - - - 主な規制地点：●●●●
登山道：- - - - - 居住地域：○

- この図は「那須岳火山防災マップ」（那須町、那須塩原市、栃木県、平成14年3月）に基づき作成しています。
- 那須岳の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については那須町、那須塩原市、下郷町、西郷村にお問い合わせください。



気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センター
TEL: 03-3212-8341(内4526) <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
■ 宇都宮地方気象台防災業務課 TEL:028-635-7260
<http://www.jma-net.go.jp/utsunomiya/>
■ 福島地方気象台防災業務課 TEL:024-534-0321
<http://www.jma-net.go.jp/fukushima/>